最終更新日：2019年11月25日

寺崎電気産業株式会社

代表取締役社長 寺崎　泰造
問合せ先：経営企画室
証券コード：6637

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、積極性かつ透明性の高い情報開示によって株主様の権利と平等性を確保しつつ株主様との対話を重視し、それらの環境整備に努めることを旨としております。
当社は、高い倫理観のもと法令を順守し広く社会的責任を果たしてまいります。そのためにはコーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であると認識しており、取締役会は、独立した立場から会社の持続的成長と企業価値の向上について迅速かつ効率的事業運営、並びに内部統制システムとリスク管理体制の適切な整備・運用がなされているかを監督する責務を負っていると考えております。
当社は、グローバル企業として持続的成長と企業価値の向上を図るために株主様をはじめ全てのステークホルダーとの適切な協働が欠かせないことを認識し、経営理念と企業倫理行動指針をもとに会社を取り巻く社会・環境等の課題について積極的に取り組む姿勢であります。
また、会社の得た利益は出資していただいた株主様への配当、ものづくり企業として将来展望を開くための技術開発と設備投資、共に働いた従業員の生活向上に適切に配分することを基本としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの5つの基本原則を実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社寺崎	2,200,600	16.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,173,000	9.00
寺崎泰造	1,118,680	8.58
テラサキトラスト株式会社	866,000	6.64
荒巻かおり	738,100	5.66
テラサキ従業員持株会	679,295	5.21
寺崎雄造	677,400	5.19
株式会社芳山社	653,600	5.01
テラサキ共栄会	507,900	3.89
有限会社アーク	400,000	3.07

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	電気機器

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	16 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
千代田　邦夫	公認会計士											
鷹野　俊司	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千代田　邦夫	○	○	―――	公認会計士としての会計及び監査に関する高い専門性に加え、大学教授及び公的機関の要職を務めるなど豊富な経験を有しております。また、経営に対する客観性と中立性を備え一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役であるとの判断から、独立役員に選任しております。
鷹野　俊司	○	○	―――	弁護士としての専門性の高い知見と豊富な法務の経験を有しております。また、経営に対する客観性と中立性を備え一般株主と利益相反が生じる恐れのない社外取締役であるとの判断から、独立役員に選任しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門である監査室（以下、監査室という）との連携により監査を実施することから、監査等委員の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員より、監査等委員の職務を補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合には、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとなっております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、有効且つ効率的に監査を実施するため、会計監査人及び監査室と協議又は意見交換を行い監査計画を決定します。また、適宜監査室と情報交換を行い、監査室による業務監査に随時立会い、適正な監査の実施及び問題点、指摘事項の改善状況の確認を行います。
また、監査等委員会は定期的に会計監査人と会合をもち、会計監査の状況及びその結果について報告を受けるとともに、意見交換を通して緊密な連携を図ります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する特段の基準及び方針は定めておりませんが、選任にあたっては証券取引所の独立役員に関する判断基準を参考にしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は業績連動を採用しておりませんが、取締役賞与につきましては業績連動を採用しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2019年3月期に取締役に支払った報酬は次のとおりです。

取締役（監査等委員を除く。）（社外取締役を除く。）　8名　123,149千円
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く。）　1名　16,950千円
社外取締役　2名　7,500千円

（注）支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、基本報酬と業績連動報酬である賞与により構成されおります。
役員の基本報酬等の額の決定方針及びその決定方法については、取締役報酬規程第6条(決定の基準)及び監査等委員である取締役報酬規程第4条(監査等委員報酬の決定基準)により定めております。なお、その各取締役(監査等委員を除く。)の報酬年額は取締役会にて、監査等委員である取締役の報酬年額については、監査等委員会にてそれぞれ決定する事としております。また、取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員である取締役の年間報酬限度額は、それぞれ株主総会の決議により決定するものとしております。
当社の役員の基本報酬額については、外部団体がまとめた上場会社を含めた約700社の役員報酬調査の結果を参考に、業種・売上規模・従業員規模等を考慮し世間水準に見合った役職別の基準額を決定しております。
一方で賞与額の決定については、税金等調整前利益を指標としており、その指標を選択した理由は、取締役は特別損益も含めた利益について責任を持つべきとの考えによるものです。取締役の支給単価額を前記指標に基づいて過去業績との比較検討の上決定し、役付取締役はそれを基にした支給額を決定しております。それらを合わせて支給総額を決めております。
取締役(監査等委員を除く。)の報酬・賞与額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会の決議により当該決定を委任された代表取締役社長であります。前記報酬額の決定基準に従って基本報酬額・賞与額を決定する権限を有しております。
監査等委員である取締役の報酬については、株主総会にて決議された限度額の範囲内において監査等委員会が決定しており、基本報酬額及び賞与額の算定は、取締役(監査等委員を除く。)の報酬決定基準を参考にしております。なお、業務執行からの独立した立場にある社外取締役については、業績連動報酬である賞与は相応しくない為に、基本報酬のみとしております。

【社外取締役のサポート体制】

総務部又は常勤の監査等委員である取締役を通じて随時相互に情報交換を行っております。取締役会議案等について事前説明等必要な場合には、適宜、説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件（常勤・非常勤、報酬有無等）	社長等退任日	任期
藤田 正一	相談役	経験に基づく助言及び当社が加入する業界団体等での活動	非常勤／報酬有	2017/06/29	2019/04/01～2020/03/31

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名

その他の事項

経営上の判断に影響を及ぼすような権限は一切有しておりません。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は、「監査等委員会設置会社」であり、取締役会、監査等委員会、会計監査人を設置しております。

（取締役会）
当社の最高意思決定機関である取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名と、監査等委員（社外取締役を含む）3名で構成されております。定例の取締役会は原則として毎月2回、別途必要に応じて臨時取締役会を開催しており、重要事項の審議・決定や月次の業績報告等が行われ、迅速な意思決定及び効率的な事業運営を行うとともに、業務執行状況の管理監督が行える体制としております。
また、取締役会のほかに全取締役及び部門長によって組織された事業実績会議を月1回開催しており、各部門長からの月次実績・業績報告を受け、経営事項に関わる情報の共有及び部門間の連携を図り、効率的な業務執行を行っております。監査等委員も輪番制で当会議に出席し、業務執行状況に関わる情報を把握し、必要に応じて意見を述べるとともに、業務執行の監視を行っております。

（監査等委員会）
監査等委員会は3名で構成しており、うち2名は社外取締役を選任しております。監査等委員は取締役会及び事業実績会議に出席して、必要に応じて意見を述べるとともに、業務執行の決定の一部についてその意思決定にも係っております。監査等委員会は監査方針を定め、監査室及び会計監査人とも連携して、当社及び子会社の業務や財産の監査を行い、意見を具申しております。

（会計監査人）
会計監査人として有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、正確な経営情報の提供に基づき、公正かつ継続的な監査を受けております。

また、経営に重要な影響を及ぼす案件については、事前に助言を受ける体制をとっております。なお、海外連結子会社に関しても、有限責任 あずさ監査法人が提携しているＫＰＭＧグループまたはErnst＆Youngグループの各国の監査法人による監査を受けており、日本と同様の体制をとっております。
業務を執行する公認会計士の氏名　浅野　豊、　古澤　達也

（監査室）
内部監査部門である監査室は、3名で構成されております。内部監査協会が定めている「内部監査基準」及び「内部監査基準実務指針」に則り、毎年度初めに内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得て、内部監査を実施しております。子会社を含む各部門の業務活動に関して、運営状況、業務実施の有効性及び正確性、コンプライアンスの遵守状況等についての監査を定期的に行い、その結果を代表取締役社長に報告しております。
また、監査等委員にも内部監査結果及び指摘事項に対する是正状況の報告を行い、監査等委員との意見交換を行う等連携を密にして内部監査を実施しております。

（責任限定契約の内容の概要）
当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その概要は次のとおりであります。
取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との責任限定契約
取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が規定する額を限度額として損害賠償責任を負担するものとする。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営の最高意思決定機関として高い倫理観のもと、法令及び定款に定められた事項並びに重要な政策に関する事項を決議するとともに、担当役員による業務執行の状況を監督する取締役会に対し、社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置することにより、取締役会での意思決定等の透明性及び客観性を担保するとともに、取締役会における決議権を有する監査等委員（複数の社外取締役を含む）が経営の意思決定に関わることにより取締役会の監督機能を一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知は、法定期日（総会の2週間前までに通知を発すること）よりも早期に発送するよう努めます。
集中日を回避した株主総会の設定	定時株主総会の日は、定時株主総会を開催する他の上場会社が著しく多い日を同一の日をできる限り避けて設定するよう努めます。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使は、株主構成の動向等に鑑み検討してまいります。
招集通知（要約）の英文での提供	招集通知及び参考書類を要約したものの英語版は現在作成しておりませんが、株主構成の動向等に鑑み検討してまいります。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則、第2四半期及び本決算の決算説明会を毎年開催しております。また、年2回以上、代表者によるスモールミーティングを開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイト（http://www.terasaki.co.jp）株主・投資家情報内に決算短信、有価証券報告書、決算説明会等の資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRに関する担当部署として、経営企画室を設置しております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」の「企業倫理行動指針」において、全てのステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、OHSAS18001（労働安全衛生マネジメントシステム）及びＩＳＯ14001（環境マネジメントシステム）の認証を取得し、人に対する安全と健康の確保及び環境の保全に配慮した事業活動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」の「企業倫理の基本理念」において、全てのステークホルダーに対し、情報は適切に開示し、誠実で、透明性の高いコミュニケーションを目指していくことを規定しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、「内部統制システムの整備の基本方針」を次のとおり決議しております。また、企業価値の継続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動より生じるリスクをコントロールすることが必要であり、このための内部統制強化が不可欠であるとの基本認識のもと、以下に掲げる諸施策の継続的な実施を推進してまいります。

1．当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合していることを確保するための体制
当社は、取締役、従業員を含めた行動規範として「寺崎電気グループ企業倫理綱領」を定め、この遵守を図っている。取締役会については、その適切な運営を確保するために「取締役会規程」を定めている。取締役会は、月2回開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催し、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為の未然防止に努めている。また、当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は監査の方針を定め、監査等委員は取締役の職務執行を監査している。取締役が他の取締役の法令・定款の違反行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告し、その是正を図る。

2．当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、「取締役会規程」に基づき取締役会議事録を作成し、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、10年間は閲覧可能な状態を維持する。

3．当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下1から3のリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクに対する管理責任者についての体制を整える。
1 当社に直接又は間接に経済的損失をもたらす可能性
2 当社事業の継続を中断・停止させる可能性
3 当社の信用を毀損し、ブランドイメージを失墜させる可能性
(2) リスク管理体制の基礎として、「リスクマネジメント基本規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長として、顧問弁護士等も含む対策本部を設置し、迅速かつ適切に対応し、損害の拡大を防止するとともに、これを最小限に止める体制を整える。

4．当社の財務報告の適正性を確保するための体制
当社及び当社グループの財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規程」及びその関連規程にて、財務報告の基本方針を定め、同報告に係る内部統制を整備及び運用する体制を構築する。

5．当社の取締役の職務の執行が有効かつ効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が有効かつ効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月2回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項は審議を経て決定を行う。
(2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、それぞれの部署の組織、職務分掌の範囲、各職位を担当する者の責任及び権限を定めている。

6．当社の従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) コンプライアンス体制の基礎として、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」及び「企業倫理行動指針」を定めている。社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進する。
(2) 内部監査部門として、執行部門から独立した社長直轄の監査室を設置している。
(3) 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員である取締役（以下、監査等委員という）に報告し、遅滞なく取締役会において報告する。
(4) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、「内部通報規定」に基づき、その運用を行う。
(5) 監査等委員は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

7．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該会社への報告に関する体制として、グループ会社における業務の適正を確保するために、グループ企業全てに適用する行動指針として、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」を定めており、これを基礎として、グループ各社で諸規程を定める。
経営管理については、グループ会社経営管理の基本方針は、「経営方針書」において定められており、「関係会社管理規程」に従い、子会社の取締役等の職務執行の効率性の確認として、当社への決裁・報告制度による子会社経営の管理を行い、子会社に損失の危機等不具合の気配がある時には必要に応じてモニタリングを行う。
取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員に報告する。
(2)反社会的勢力に対しては、「寺崎電気グループ企業倫理綱領」に基づき、毅然とした態度で排除する。
(3)子会社の取締役等の職務の執行が法令、定款に適合することを確保するための体制として、子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容等が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、監査室に報告する。監査室は社長に報告し、直ちに監査等委員にも報告を行うとともに、意見を述べることができる。監査等委員は意見を述べるとともに、関係部署に対して改善案の策定を求めることができる。

8．当社の監査等委員の職務を補助すべき使用人に対する監査等委員の指示の実効性を確保するための体制
(1)監査等委員より、監査等委員の職務を補助すべき従業員を置くことの求めがあった場合には、「監査等委員会規程」に基づき、監査等委員の職務を補助すべき従業員として、当社の従業員から監査等委員補助者を任命する。その場合、監査等委員補助者の評価は監査等委員が行い、監査等委員補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定し、取締役からの独立を確保する。
(2)監査等委員補助者は、業務の執行に係る役職を兼任しない。

9．当社の取締役及び従業員が監査等委員に報告をするための体制、及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役及び従業員が監査等委員に報告すべき事項及び時期についての規程及び監査等委員の職務執行により生ずる費用等の処理に

係る方針を含む「監査等委員監査規程」を定めており、当該規程に基づき、取締役及び従業員（子会社の取締役等や当該取締役等から報告を受けた者を含む）は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査等委員に報告するものとする。前記にかかわらず、監査等委員は、いつでも必要に応じて、取締役及び従業員に対して報告を求めることができる。

(2) 報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制については、「内部通報規定」に基づき、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について、監査等委員への適切な報告体制を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

法律を遵守し、社会倫理を尊重し、そして良識ある企業倫理を築き、企業としての社会的責任を果たすことを徹底する目的として制定した「寺崎電気グループ企業倫理綱領」の「企業倫理行動指針」において、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することについて明文化し、全従業員に周知徹底を図っております。　なんらかの疑義を察知した場合は個人では対応せず、顧問弁護士や警察に相談したうえで組織的に対応できるよう、具体的な対応マニュアル等の作成に取り組んでまいります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

株主の権利、株主の平等性、コーポレート・ガバナンスにおけるステークホルダーとの関係、情報開示と透明性、取締役会等の役割に関して、整備と更なる充実を図っていく所存であります。

コーポレート・ガバナンス体制の概要図

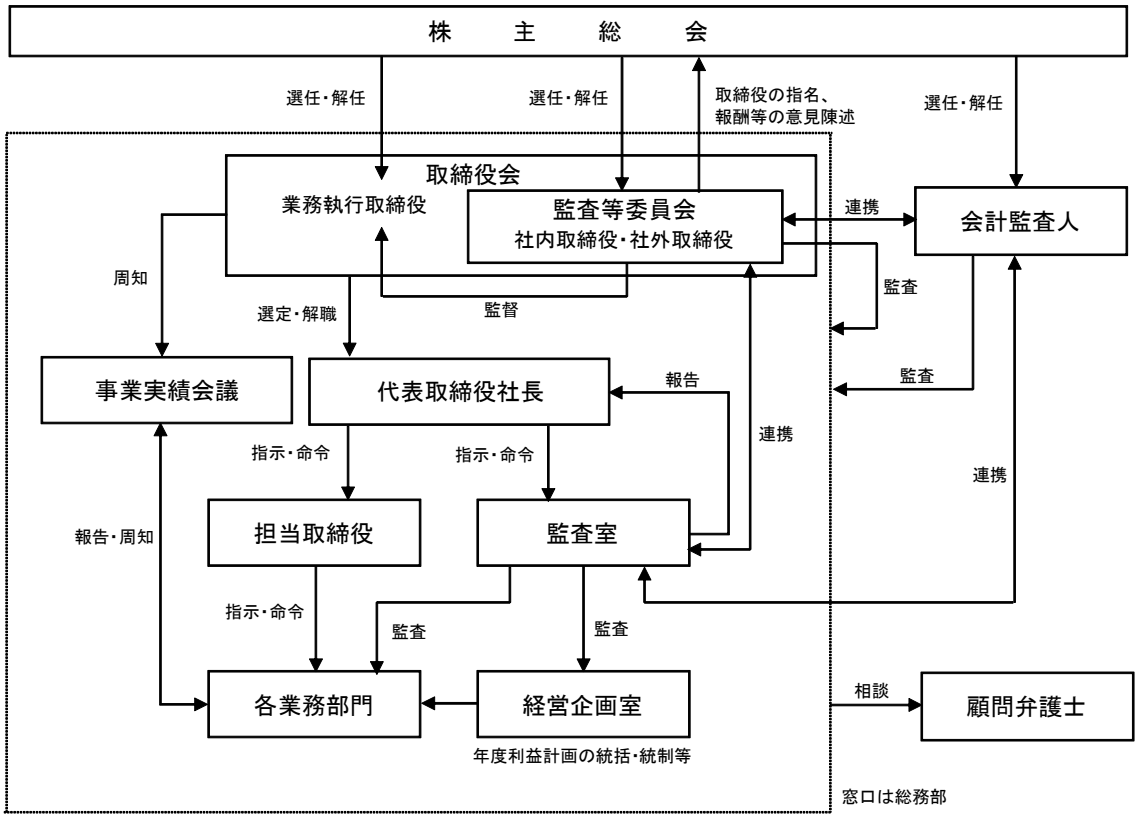

適時開示体制の概要図

